婚姻・離婚

届出の種類		届出期間	届出人	届出の場所	必要なもの
婚姻届		期間なし	婚姻する２人	２人のいずれかの本籍地または住所地の市役所、窓口センター	▪ 届書 ※証人は成年者２人以上必要 ▪ 届出人の印鑑 ▪ 届出人の戸籍謄本（本籍地以外に届出する方のみ） ▪ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ▪ 年金手帳（国民年金加入者のみ） ※未成年者の婚姻には父母の同意が必要 ▪ マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード（氏の変更がある方のみ）
離婚届	協議	期間なし	夫と妻	本籍地または住所地の市役所、窓口センター	▪ 届書 ※証人は成年者２人以上必要 ▪ 届出人の印鑑 ▪ 届出人の戸籍謄本（本籍地以外に届出する方のみ） ▪ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ▪ 年金手帳（国民年金加入者のみ） ▪ マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード（氏の変更がある方のみ）
	調停審判	裁判の確定または調停の成立した日から	申立人	本籍地または住所地の市役所、窓口センター	▪ 届書 ▪ 申立人の印鑑

	判決	10 日以内			▪ 申立人の戸籍謄本（本籍地以外に届出する方のみ） ▪ 調停調書謄本（調停離婚） ▪ 審判書謄本と確定証明書（審判離婚） ▪ 判決謄本と確定証明書（判決離婚） ▪ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ▪ 年金手帳（国民年金加入者のみ） ▪ マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード（氏の変更がある方のみ）